

兵庫県 新型コロナウイルス感染症対策に関する第3回緊急提案

1 地方創生臨時交付金・感染症緊急包括支援交付金の増額と柔軟な運用

(1) 両交付金の大幅な増額とハード事業への活用

- ・ 中小企業等への更なる支援や、第2波・第3波に備え医療・検査体制の充実が求められることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を大幅に増額すること。
- ・ ソフト事業のみならず、ポストコロナ社会も見据え、在宅勤務や遠隔授業の普及に対応できる情報通信基盤の整備などハード事業にも取り組むべき課題が多くある。このため、こうした課題に対応できる新たな交付金を創設すること。

参考：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

- ① 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)
- ② 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)
- ③ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

- ・ 本県をはじめ、これまでの感染者の多い都道府県に必要な額を重点的に配分すること。

(2) 感染症緊急包括支援交付金の柔軟な運用

- ・ 緊急包括支援交付金は、柔軟かつ機動的に実施できるよう包括的に支援する交付金として創設されたが、事業メニューが限定的であり、また、対象となる場合でも実情にそぐわない上限額の設定など、柔軟な執行が困難となっていることから、制度を早急に見直すこと。

【県4月補正予算計上事業で、支障が生じている事業（例）】

<対象外となっている事業>

●入院患者を受入れた医療機関への運営経費支援

- ・ 患者受け入れに伴うかかり増し経費に対する入院医療機関への運営経費支援
(本県予算単価：入院患者1人あたり12,000円/日)

<上限額の設定が支障となっている事業>

●病床確保に係る空床補償単価の拡充

- ・ 空床補償単価：16,190円(現在：16,000円(ICU・重症以外))を36,350円に上げる予算を計上(+20,160円)
→ 交付金の上限単価：16,000円までしか充当不可

<対象経費が限定されている事業>

●臨時外来設置事業

- ・ 運営経費支援や研修費は対象外
(1箇所あたりの補助単価：630万円。うち、交付金対象外：200万円)

対 象	設備整備(簡易テント等)	300万円
	個人防護具等	130万円(3,600円×360着(4人×90日))
対 象	運営経費支援	180万円(2万円×90日)
外	医療従事者への研修	20万円

(3) 感染症予防事業費等国庫負担金の県負担分に対する財政措置

- ・ 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の県負担分については、法において国の負担割合が決まっているため、現状では地方創生臨時交付金を充当できない。

しかし、医療費などの県費負担額は普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、臨時交付金の特例的な充当や当初の財政需要見込を上回る交付税措置を講じること。

2 第2波・第3波に備えた医療・検査体制の充実

(1) レムデジビルの安定的確保・供給及びワクチン・特効薬の早期開発等

- ・ 社会的不安の解消のため、既に承認されたレムデジビルの安定的確保・供給やアビガンの早期承認に加え、ワクチンや特効薬の早期開発・実用化に向けた取組を進めること。

(2) 医療機関への財政支援

- ・ 感染症指定医療機関等では従来の診療活動の縮小を余儀なくされ、病院経営が圧迫されていることから、以下のような財政支援を行うこと。

- ① 重症・中等症の患者を受け入れた医療機関に支払われる診療報酬について、更なる特例措置を講じること。

〔 <診療報酬上の特例(主なもの)> 〕

- ・ 重症の新型コロナ患者を受け入れるICU等の点数を倍増(算定可能日数も延長)
- ・ 中等症以上の新型コロナ患者を受け入れた場合、救急医療加算を倍増(算定可能日数も延長)

- ② 病床確保のため、実態と大きく乖離している空床補償に関する国庫補助単価を大幅に拡充するとともに、病棟単位での確保や感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟・外来診療も対象とすること。

- ・ 国単価：16,000円/日・床 (ICU：97,000円、重症：41,000円)
→ 4月から、36,350円まで県が上乘せ
- ・ 県立尼崎総合医療センターの入院単価：88,521円/日・床

(3) 円滑な病床転用の推進

- ・ 新型コロナウイルス患者の急増時、一般病床を新型コロナ患者専用の病床に転用し、体制強化を図ってきた。

現在では専用病床に余剰が生じ、また、一般医療実施の必要から、コロナ専用病床の縮小が必要なフェーズとなっているが、今後、新型コロナの第2波が訪れた際には再度、専用病床に転用する必要がある。

こうした病床転用には2週間程度の期間を要するが、その間は診療が行うことができず、空床補償の対象ともならないため、医療機関には経営的な課題と考えられている。

今後とも必要な病床確保を進め、円滑な病床転用を進めるためにも、空床補償の対象とするなど、柔軟な制度運用を行うこと。

(4) 救急受入医療機関に対する支援

- ・ 発熱患者など新型コロナウイルス感染症疑似患者の受け入れを救急医療機関が拒否し、たらい回しされる事例が社会問題化した。

円滑な救急医療を確保するため、都道府県知事が指定する新型コロナウイルス感染症患者（疑似患者も含む）救急受入医療機関に対し、救急医療に係る診療報酬の加算を行うこと。

(5) 医療従事者等への支援

- ・ 感染リスクにさらされている医療従事者への危険手当の支給など、地方が行っている取組に対する支援を充実すること。

(6) 医療物資の調達・供給

- ・ マスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資の調達・供給については、必要に応じて事業者への製造委託を行うなど、国の責任において速やかに、かつ確実に行うこと。あわせて、廃棄物処理業者の衛生資材の確保を図ること。

(7) 検査機器・検査試薬の確保等

- ・ 1日に約4,000件もの検査が可能なロシュ社の機器なども開発されているが、検査機器の需用が供給を大きく上回っており、入手困難である。また、検査試薬についても同様である。

PCR検査件数増のため、国の責任において、検査機器・検査試薬の調達・供給を図ること。

- ・ 妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。
- ・ 国の責任における抗体検査を早急に実施すること。

(8) 保健所機能の充実・強化

- ・ 感染が確認された患者情報について、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとあわせて、都道府県への報告を義務づけるなど、都道府県が地域の総合調整を行えるようにすること。
- ・ 感染者の早期発見・隔離、行動履歴・濃厚接触者追跡調査により、感染封じ込めを徹底して行えるよう、保健所への情報提供の義務づけや財政支援の充実など、効果的な対策を講じること。
- ・ 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請について、実効性を担保するための法的措置等を講じること。
- ・ 軽症者に関する療養について、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合や家族間感染のおそれがあることから、まず入院し、その後、医師の指示の下での宿泊施設療養が基本であることについて、国民への周知徹底を図ること。

(9) 院内感染防止のための指針の提示等

- ・ 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を取りまとめ、最新の知見に基づいた動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。
- ・ 上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援体制を構築すること。

(10) 宿泊施設の円滑な運営の推進

- ・ 自宅に残された家族（子ども・障害者・高齢者等）への生活支援や対応マニュアル等を示すこと。

(11) 今後の感染爆発に備える専門的な行政組織の検討等

- ・ 防災庁の創設も含め、感染症対策に関する専門的な行政組織の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保などについて、国としても早急な検討を行うこと。

(12) 医療従事者や感染者等の人権を守る対策の強化

- ・ デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること。

3 社会福祉施設への支援

(1) 感染防止対策に取り組む事業者等への支援の充実

- ・ 高齢者や障害者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。

このため、国の責任において引き続き衛生用品等の確保を図るとともに、入所者と家族とのWEB面会等を含む感染防止対策や、代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。

(2) 就労継続支援B型利用者への支援

- ・ 就労継続支援事業所のうちB型事業所については、事業所と利用者に雇用関係がなく雇用調整助成金の対象外となり、A型事業所との格差が生じているため、工賃の減少に対する支援を行うこと。

就労継続支援事業所 月額平均工賃（平成30年度兵庫県）

	A型事業所	B型事業所
平均工賃	84,358円	14,420円
雇用調整助成金	79,296円(※)	対象外

※ 休業手当を100%支給した場合

（助成率 60%を超える部分：10/10、その他：9/10）

4 多数の者と接触する行政職員への配慮

- ・ 保健所、衛生研究所等のもとより、窓口業務に従事する職員や警察職員など、日常的に不特定多数との接触が避けられない業務に従事する職員についても、必要な衛生用品や資機材(感染症防護対策キット等)を国の責任において確保すること。

5 換気対策に対する重点的な支援

- ・ 経済・事業活動の再開のためには、クラスター対策を含め、徹底した感染防止対策が必要不可欠である。また、出水期を迎えるにあたり、避難所における感染拡大防止も急務である。そのために、施設の換気対策が重要となる。

このため、劇場、映画館、集会・展示施設、文教施設、美術館・博物館、屋内運動施設、遊戯施設、遊興施設など屋内での営業・活動を前提としている施設について、換気対策などの感染防止策に関する新たな補助制度を創設するなど、財政支援を行うこと。

特に、避難所への活用が想定される学校の体育館などに対しては、重点的な支援を行うこと。

- ・ 国の一次補正予算において、不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気整備などの高効率機器の導入を支援する国補助制度(環境省)が創設されたが、その対象事業者や補助上限額等、制度の詳細を早期に示すこと。
- ・ 上記の環境省事業(30億円)に加え、農林水産省の外食産業におけるインバウンド回復緊急支援事業(10億円、衛生管理に必要な設備導入や店舗の改装等を支援)について、大幅な予算の増額を図ること。

6 ポストコロナを見据えた情報通信基盤の整備等

- ・ 「非接触」「非対面」等を前提とする新しい生活様式の定着を図るため、テレワーク・リモートワーク、テレビ会議、遠隔診療、遠隔授業等の導入及び5G環境を含む情報通信基盤の早期整備に向けた財政支援を行うこと。

7 事業継続に向けた支援の充実

(1) 資金繰り支援の充実

- ・ 事業継続のために最も重要なことは、資金繰り対策である。中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額(3,000万円)の引き上げや無利子期間(3年間)の延長など、更に支援を充実すること。

(2) 政府系金融機関における迅速な融資

- ・ 日本政策金融公庫等の政府系金融機関では、申請件数の急増もあり、融資の実行までに相当の時間を要している状況にあるため、人員等の体制強化や審査の簡素化など、迅速な融資を図ること。

(3) 家賃等の固定費負担の軽減

- ・ 中小企業等の経営圧迫要因となっている家賃等の固定費負担の軽減に向け、テナントへの家賃軽減対策が打ち出されたが、オーナーが一定の家賃軽減等を行った場合にも支援対象とすることを検討すること。

(4) 持続化給付金による支援の充実

- ・ 売上げ要件等の支給要件緩和による対象者の大幅な拡充や給付額の引き上げなど、支援を充実すること。
- ・ 原則オンラインとなっている申請手続きについて、オンライン申請に不慣れな中小零細企業・事業者にも配慮し、郵送等による手続きも可能とすること。

(5) 地域企業再起支援事業の要件見直し

- ・ 国一次補正予算において、地域企業の再起を支援する地方公共団体の取組に対する国庫補助金（地域企業再起支援事業、補助率 3/4）が創設されたが、事業実施主体への自己負担の義務要件が課されているため、同要件を削除し、自己負担分に対する地方公共団体の支援を可能とするなど制度を見直すこと。

全額県負担(3/4を当該国庫補助金、1/4を臨時交付金)として県予算計上後、国から1/4の事業者負担を求める要件が示されたため、以下の事業について、事業者負担を求めない限り、当該国庫補助金を活用できない。

- ① がんばるお店・お宿応援事業（テイクアウト・デリバリー等への参入支援）
- ② タクシー事業者向け観光受入環境整備事業（マルチキャッシュレス決済機器等の導入支援）
- ③ 地域企業・再起躍進支援事業（新商品開発等の新たな事業展開を支援）
- ④ 産業界提案型復活応援事業（eコマースへの参入やリモートワーク導入等への支援）

(6) 中小企業の労働環境改善や人材確保等に対する支援

- ・ eコマースへの参入、リモートワークの導入、テレワーク環境の整備や、WEB企業説明会の開催等に要した経費について、助成金の創設も含めた財政支援を行うこと。

(7) 交通事業者に対する支援

- ・ 外出自粛等により利用者が大幅に減少し、安定的な経営継続に支障を来している路線バスや地域間航空等について、国庫補助制度の補助対象限度額の見直し(※1)や運行欠損に係る地方公共団体の負担(※2)に対する財政措置を講じること。

※1 路線バスの運行欠損に対する補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助）について、全額国負担（現行：国 1/2、地方 1/2）で、輸送量要件（15人/日以上）の緩和や補助対象経費の限度額（経常費用の 9/20）を引き上げ

※2 但馬－伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R2 当初予算額：1億8,220万円]

(8) 芸術文化活動に対する支援

- ・ 相次ぐ公演や展覧会等の中止により、芸術家・団体の活動の場が大幅に減少していることから、オンライン配信を含め活動を継続する芸術家等に対して、基金の創設等による財政支援を行うこと。
- ・ 新しい生活様式に沿った感染症対策を踏まえ、座席の間隔を空けて客数を制限することなども求められていることから、施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念される。

質の高い芸術文化活動を維持するためにも、施設の運営費に対する臨時的な財政支援を行うこと。

- ・ 終息後、活動機会を増やすための事業の企画・実施に対して、財政支援を行うこと。

(9) 休業要請に応じた事業者への協力金等に関する税制上の特例

- ・ 本県をはじめ各地方公共団体が実施している、休業要請に応じた事業者等に対する支援金などについて、特例的に非課税扱いとすること。

(10) 2次補正予算事業の手続き簡素化及び迅速な審査

- ・ 2次補正予算案に計上する事業について、事業主体が申請準備に取りかけられるよう、早期に支給要件や対象経費など事業の詳細を提示するとともに、申請手続きの簡素化や迅速な審査を図ること。

8 雇用の確保に向けた取組

(1) 雇用調整助成金の迅速な支給、支援の拡充

- ・ 休業手当の支給を証する確認書類の後日提出を認める措置について、具体的の方針をまとめ、早期に実施すること。
- ・ 相談窓口や審査体制の大幅な増強、FAQ（よくある質問）の充実など、迅速な支給のための改善を図ること。
- ・ 休業要請対象の中小企業については助成率を10/10とする特例措置が講じられるが、要請対象外の事業者についても外出自粛要請や取引先の休業等による影響が生じていることから、同様に特例措置を講じること。

(2) 休業者への直接給付制度の早期創設

- ・ 国で検討されている休業者に対して直接交付金を支給する制度について、迅速な支援を行うため、早期に創設するとともに、制度の詳細を示すこと。

(3) 緊急雇用創出事業の創設

- ・ 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用する地方公共団体が、本県をはじめ相次いでいる。

更なる雇用の受け皿を確保するためにも、リーマン・ショック時と同じく、基金を活用した緊急雇用創出事業を創設すること。

9 農林水産事業者への支援

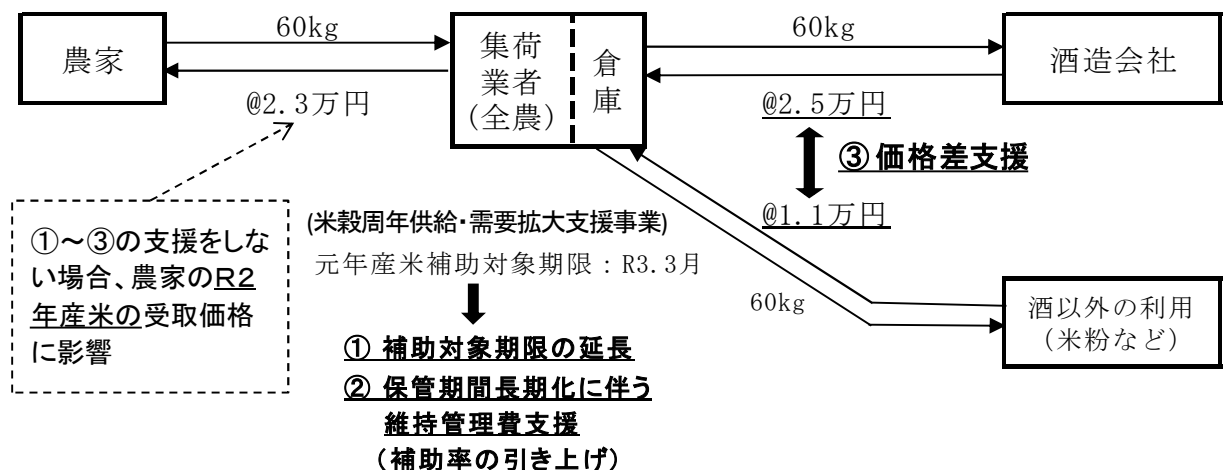
(1) 生産者の事業継続に向けた支援

- ・ 肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、生産者の事業継続に必要な財政支援を行うとともに、それら品目や県産酒米(山田錦等)を使った日本酒の消費拡大に向けた大胆なキャンペーン等を展開すること。

(2) 酒米生産者への支援

- ・ 外食や輸出需要の減退による日本酒の消費減少に伴い、県産酒米の在庫発生が見込まれることから、以下の支援を行うこと。
 - ① 醸造量の調整に伴い在庫保管期間が長期化する恐れがあることから、米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象期間(現行:令和3年3月まで)を延長すること。
 - ② 保管期間の延長に伴う集荷業者の経費負担を軽減するため、上記事業の維持管理経費に対する補助率(1/2)を上げること。
 - ③ 米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差への支援策を講じること。

【R元年産 酒造好適米の販売スキーム(イメージ)】



(3) 肉用牛生産者への支援

- ・ 外食や輸出需要の減退に伴い、神戸ビーフ等の枝肉価格が急落しているため、国一次補正予算で措置された肉用牛肥育経営安定対策事業の補填財源の農家負担分(1/4)について、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと。
- ・ 枝肉価格の下落を受け、但馬牛の子牛価格が急落しているため、国一次補正予算で措置された肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(肥育牛農家への支援)と同様に、繁殖牛農家の経営を緊急的に支援する奨励金制度を創設すること。

(4) 林業経営体への支援

- ・ 国内の建築用木材の需要減による原木の滞留を見据え、国一次補正予算で措置された輸出原木保管等緊急支援事業(輸出用原木の一時保管費用等を支援)について、輸出用以外の原木も支援の対象とするよう拡充すること。

(5) 漁業者への支援

- ・ 外食機会の減少等により、高級魚を中心に魚価が下落しているため、国一次補正予算で措置された資源管理等推進収入安定対策事業(積立ふらす)の補填財源の漁業者負担分(1/4)について、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと。

10 生活に困窮している方への支援

(1) 生活福祉資金の追加貸付原資の予算措置及び支援の拡充

- ・ 生活福祉資金の貸付申し込みが急激に増加しているため、貸付原資及び事務費の追加予算措置と迅速な交付を行うこと。
- ・ 貸付上限額の更なる引上げや7月までの受付期間の延長、償還免除の適格要件(住民税非課税世帯)の拡充等について検討すること。

(2) 住居確保給付金の要件緩和等

- ・ 住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、収入要件を緩和すること。

〔※ 収入要件
申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)
+家賃額以下であること(家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限)〕

- ・ 住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること。

(3) ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

- ・ 児童扶養手当の増額など、ひとり親家庭に対する経済的支援を充実すること。

(4) 大学生等に対する支援の充実

- ・ 独自の支援策を実施する大学や専修学校等に対して、財政支援を行うこと。
- ・ 修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)について、所得水準(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)の見直しを図り、対象世帯を拡大すること。

(5) 私立高等学校授業料の軽減

- ・ 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金(授業料減免事業等支援特別経費)について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担(現行:国1/2)で負担すること

(6) 幼児教育無償化対象者の拡充

- ・ 幼児教育の無償化について、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象としているが、離職や収入が減少している者などについては、全額国負担により対象とすること。

11 学校の臨時休業等に伴う対応

(1) 学習機会の確保に向けた対策

- ・ 教室の利用基準の提示、ICTやテレビを活用した学習の実施、大学入学試験の特例措置など、子どもの視点に立った最善な学習機会の確保について早急に検討し、対策を講じること。
- ・ 県立高校や専修学校等のICT整備について、国補助金の創設など財政支援を充実すること

(2) 地方公共団体の財政負担に対する支援

- ・ 家庭学習に必要な教材作成や環境整備及び郵送費、教員・学習指導員の配置、夏季期間に授業を行う場合の空調代、地方公共団体が負担する修学旅行のキャンセル代などに対して、必要な財政支援を行うこと。
- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備更新や消耗品購入等に対する学校臨時休業対策費補助金の対象は、学校給食調理業者に限定されている。このため、地方公共団体が所管する単独調理場や共同調理場についても同補助金の対象とするなど、必要な財政支援を行うこと。

12 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

(1) 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・ 特定都道府県知事として第45条第2項に基づき要請する場合、国の基本的対処方針において、まず、第24条第9項に基づく協力の要請を業種や類型ごとに行うとされている。
しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来は異なるものである。

このため、特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・ 第45条第2項に基づく要請を機動的に行えるよう、国との事前協議を廃止すること。

(2) 指示に従わない事業者等に対する実効性ある措置の検討

- ・ 第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正も含め、早急に実効性を担保する措置を講じること。

(3) 協力や要請に応じた者に対する補償等の法における位置づけ

- ・ 法に基づく協力や要請に応じた者に対する補償・支援について、法に位置づけ、国の財源措置のもとに行うこと。

13 マイナンバーの活用

(1) マイナポイント上限額の大幅な引上げ

- ・ 本年秋に予定されている消費喚起対策としてのマイナポイントの上限額(5,000円)を大幅に引上げること。

(2) 利用可能事務の拡充

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

(3) 市町への適切な財政措置等

- ・ マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと。

(4) 健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・ 令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に向けて、システム（顔認証付きカードリーダー等）の医療機関への早期配布や、医療機関への必要な財政支援を行うこと。

14 地方財政への適切な配慮

(1) 地方税収の大幅減収への対応

- ・ かつてない大幅な地方税の減収が予想されることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目や、子育て・産業振興などの貴重な財源となっている超過課税についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。

(2) 地方財政計画への適切な財政需要の反映

- ・ 新型コロナ対策に必要な財政需要は、地方財政計画の改定も含め地方財政措置を講じるとともに、来年度以降の地方財政計画にも適切に反映すること。